



Title	＜翻訳＞アンドロイド、パワードスーツ、補装具そして人体：ロボットの法的地位を確定する試み
Author(s)	ラリュー, ジャック; 齋藤, 由起
Citation	阪大法学. 2014, 64(1), p. 301-316
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71494
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

アンドロイド、パワードスーツ、補装具そして人体

——ロボットの法的地位を確定する試み——

ジャック・ラリユー
齋藤 由起／訳

「(人間にとって) 小さな一步にみえるかもしれないけれども、ロボットにとっては大きな飛躍なのです」とロボット・キロボは、宇宙飛行士若田光一氏とともに宇宙に飛び立つ前に宣言したかもしれない。

話をし、その対話者を認識し、無重力空間で浮遊することを楽しむロボット、人間と酷似した容姿をもつジェミノイドロボット、自分を舞台女優だと思うアンドロイド、神経に移植されて障がいのある人の脳からの命令を直接受けるロボットアーム……。キロボの言うとおりである。つまり、ロボットは人類に近づく大きな飛躍を果たしたのである。このようなロボットと人間の接近を、哲学者⁽¹⁾、倫理学者、人類学者⁽²⁾だけでなく、もちろん法学者も、見て見ぬふりをする⁽³⁾ことができなくなっている。

法学者は分類が好きである。ある状況やある目的物をかれこれの法的カテゴリーに関連づけるために、これら性質決定することを欲している。物と物との間にある境界線は明確であることが多いが、反対に、観察対象となる目的物が他の目的物と酷似しており、その境界線をぐらつかせ、迷いを生じさせることもある。いずれにせよ、こ

のとき、迷いながらも、カテゴリーとカテゴリーの間にある壁を取り壊すことを提案する者もある。例えば、我々によく似ているゴリラ、オランウータンそしてチンパンジーに、類人猿と人間の遺伝的距離が小さいこと、その社会生活に対する適応能力や認知能力の高さを理由に、人間たる人の基本権を享受させるべきことが主張されていた。⁽⁴⁾ 同様の考えで、韓国政府は何年も前からロボット権利憲章を準備しているという。さらに、サイエンス・フィクション（SF）作家のアイザック・アシモフによって示された有名な「ロボット工学三原則」は誰もが記憶するところであった。

人以外のものに人としての属性を与えるべきではないという非難を受ける危険を冒してでも、ロボットに権利を付与すべきだろうか？ 反対に、ロボットは単なる目的物として扱うべきだろうか？ しかし、そうであるならば、人工の腕や人工の心臓、対麻痺患者を援助するためのパワードスーツ、伴侶としてのアンドロイドを、日常にありふれた物と同様に扱って、気兼ねなく捨てたり壊したり売ったりしてよいであろうか？

「科学が発展すればするほど、人と物の区別は厳しい試練を受けるだろう」とグザビエ・ラベは述べる。⁽⁵⁾

以上に基づき、本講演では、以下の順序で検討を進めていこう。まず、ロボット、パワードスーツそして補装具を人間として扱うこと（humanisation）（一）、次に、反対の動向、すなわち、ロボット、パワードスーツそして補装具を物として扱うこと（chosification）（二）を検討し、最後に、ロボットを法主体とすることなく、ロボットに特別な保護を与えることを提案する（三）。

一 アンドロイド、パワードスーツそして補装具への人格の付与

人工知能の進化や、一部のアンドロイドが人間と似通った容姿をもつことによって、ロボットを人間として扱っ

たり、人格を付与するようになるべきであろうか？ このような問いかけに答えるには、法的人格の根拠について考えてみる必要がある。法は、どのような要素を考慮に入れて、人を特徴づけているのだろうか？

A ロボットと法的人格

人 (persone) と人間 (human) の概念は厳密に合致するわけではない。⁽⁶⁾ 民法上の法的人格という概念は比較的硬直的であるのに対して、人間という概念はむしろ人権に結びついた概念である。⁽⁷⁾ しかしながら、動物やロボットに権利を承認すべきかどうかをめぐってなされる議論において、これら二つの概念は混同されることがある。

(1) 「サイエンスフィクション (SF) と法学」という最近の著書の中で、ピエール・ジェローム・ドゥラージュは、人格の特徴を定義づけている。⁽⁸⁾ ドゥラージュは、主として次の三つの基準を区別する。

まず、ドゥラージュは、人が「知的能力、意思及び自由」の三点セットによって特定されるのではないかと考えている。法主体は意思を備えた存在であり、自律的に行動し、社会の他のメンバーとの関係を結んだり、契約によって拘束されたり、責任を負ったりすることを、まったく自由に選択する。意思の自律性は人としての性質の顕れといえよう。⁽⁹⁾ アンドロイドの一部が、将来的に、人間とまったく同等の知的能力と自律性を有することになるとが想像できる。ということは、このようなアンドロイドに、法的人格を有する人としての資格を認めることを拒絶する理由は全くないだろう。しかし、このような基準は、逆説的に、機械に法的人格を承認すると同時に、こんな睡眠状態にある人や精神的障がいのある人、小さな子どもや老人等に法的人格を拒絶することにつながるであろう。もちろんこのようなことは容認できるものではない。さらに、「知的能力、意思及び自由」は、権利を行使する能力 (行為能力) を特徴づけるものであるが、権利の享受 (法的人格) を正当化するものではなく、⁽¹⁰⁾ ある主体がなぜ

権利を有するののかという理由について説明するものではない。つまり、人間というものを最もよく特徴づけるのはアイデンティティの感情すなわち自我の存在ではないだろうか。⁽¹¹⁾そして、機械が自我を備えているかどうかは疑わしいだろう。⁽¹²⁾

法的人格を基礎づけるもう一つの基準は、「感受性」、すなわち、「快楽と苦痛を感じる能力」に見出される。⁽¹³⁾ところが、サイエンス・フィクション（SF）によって、感情を抱くことができ、それを表現できるロボットが紹介され、それは間もなく現実になるように思われる。しかし、感受性という基準は実定法によって考慮されていないというのも、動物のように感受性を備えた生物が苦痛や快楽といった感情を抱いていることに疑問の余地はないが、人としては認められておらず、人と同じ権利を承認されてはいないからである。「苦痛を感じるという能力のみが、法的な意味における権利を発生させるのか？ モラルと法的な領域とは、全く別ものである」⁽¹⁴⁾。

そうであるならば、法的人格の根拠は、「生物学上の人類」であることに見出され得るであろう。生物学上の人類のみが法的人格を取得し得るのかもしれない。ところが、ロボットに与えられた生命は人工的なものでしかありえないであろう。機械は人間の輪から排除されたままである。「人工的であることは人類であることと相容れない」とグザビエ・ビオイはいう。⁽¹⁵⁾

この第三の基準と先に検討した二つの基準によって、（民法の管轄下にある）法主体や法的な人格ある人の定義づけというよりも、（その定義が基本権に関係する人類である）人間の定義が、明らかになる。

アンドロイドを人間として扱うことが、ロボットに法的な人格を取得させるための最良の手段というわけではない。アンドロイドを人間として扱うことによって生じてくる哲学的そして道徳的問題はほとんど克服し得ないものである。とりわけ奇抜な発想をもった人が、人間が将来、情報科学によって卓越した能力を備えてロボット化すると予

想するときには、このような根本的な問題に再び出くわすことになる。このようにロボットと人間とが似通っていることが、ロボットに法的な保護を享受させるために必要不可欠というわけではない。『ほぼ人間である』という地位は、人間性との類比によって考えられるものではないのである⁽¹⁶⁾。法律を作成するのは人間であり、人間は、商社会社のためにそうしたように、ロボットに法的地位を付与することができる。法的人格は技術的な抽象概念なのである⁽¹⁷⁾。

(2) 「技術的法人格付与主義 (technopersonalisme)⁽¹⁸⁾」は、人工的に作られた人である法人に、人間の権利と同等の権利を付与することである。これが判例の傾向である。基本権と基本的自由は法人に付与されており、法人に対する人格権も認めている。破毀院は、商社会社が、名誉毀損及び侮辱⁽¹⁹⁾、また、私生活を尊重される権利に対する不当干渉の被害者になり得ることを認めた。破毀院だけでなく、ヨーロッパ人権裁判所やヨーロッパ司法裁判所によっても、法人はヨーロッパ人権条約八条の意味における住居の尊重に関する権利を有する。法人は表現の自由と同等の権利も有する⁽²⁴⁾。

したがって、人間でない人は、人間たる人に備わったすべての属性をすでに享受している。会社と非営利社團を例にとるならば、人間でない、動物やロボットに法的人格を付与しないことには合理的理由がないことがわかる⁽²⁵⁾。

しかし、人の法は、人間たる人のみを保護するという目的のもと、人間の尊重を保障するために構想され形成されたということが忘れられているかもしれない⁽²⁶⁾。人間たる人はヒエラルヒーの高位に位置づけられる。フランス民法一六条は、「法律は、人の優越性を保障する」と宣言する。人間でない人が同条のいう優越性を享受することは、同条の本質を歪曲することにつながる。人類の一員であるという鋭い意識から諸権利が正当化される⁽²⁷⁾。

さらに、法人に法的人格を認める根拠は、法人に保護に値する特別の利益があるというよりも、むしろ法人の固

有の意思の存在にある。ところが、動物もロボットも真の意味での固有の意思を有するわけではない。⁽²⁸⁾

要するに、生身の人間に人格を認めることの立法理由は人間の基本的尊厳に見出されるが、これに対して、もしロボットに対して法人に対するのと同様に法的人格が付与されるとすれば、保護の必要性や経済的利益に応じるために創設された、技術的な人格、さらにいうと機能的な人格のみが問題となり得よう。⁽²⁹⁾

B パワードスーツや補装具と人体との関係

人間の身体（人体）は、物であり、人の付属物である。⁽³⁰⁾ 人体の尊重、不可侵性（民法一六一条）そして神聖な性格は、人の尊厳と人間の尊重を原則とする（民法一六条）。⁽³¹⁾ 肉体は人が入っている容器であり、人そのものとして扱われる。したがって、パワードスーツや補装具が人体の一部をなしているかどうかを決定することが重要である。肉体の各構成部分は尊重に値するだろうか？

一部の学説によれば、⁽³²⁾ 次のような区別をすることが必要である。

第一に、肉体に内蔵され、肉体を傷つけずには取り外せない補装具は、「性質による人」とみなされなければならない、第二に、例えば、アフリカ人スプリンター、オスカー・ピストリウスが使っているカーボン製ブレードのような着脱式補装具は、人の意思によって肉体のために用いられる。着脱式補装具は「用途による人」である。⁽³³⁾ この補装具は、肉体から取り外されると再び物になる。

したがって、着脱式補装具は取引の対象となる普通のものである。着脱式補装具には神聖な性格はない。⁽³⁴⁾

これに対して、例えば、知覚能力を備えた腕や手のように、バイオテクノロジーを利用して脳からの命令を直接受ける補装具は、肉体と同視される。このようなバイオテクノロジーを利用した補装具は神聖な性格をもたないと

いふべきであろうか？ しかし、ラベ教授によれば、補装具という道具は、「その機能性を理由に尊重されるにすぎない」⁽³⁵⁾。

人間が死亡した後、火葬場においては、火葬の火で損害を生じさせ得る補装具や貴金属を回収することが行われている。バイオテクノロジーを利用した補装具やましてやパワードスーツをこれらと異なつて扱う理由はなく、その理由は、補装具やパワードスーツが他の患者のために再利用され得るからというだけではないであろう。補装具はこのときには再び普通の物に戻るのである。それゆえ、補装具は人体と同視することはできない。

アンドロイド、パワードスーツ又は補装具を人や人体と同視することは失敗に帰すると結論づけることができる。これらの構成物は、物の秩序の中にひき戻される。

二 アンドロイド、パワードスーツそして補装具の物としての取扱い

人体は所有権の目的ではない。フランス民法一六〇一条第三項は、「人体、その構成物、その派生物は、財産権 (*un droit patrimonial*) の対象となりえない」と宣言する。

補装具は人体と密接な関係にあり、ロボットは人間と酷似しているけれども、補装具やロボットは、権利の目的物、すなわち所有権の目的物の中に再び戻ってくる (A)。物が生み出した派生物も、所有権の目的物となる (B)。

A ロボットと補装具の所有権

所有権は、次のように二重に介入してくる。

- (1) 自動機械化した補装具は、物、すなわち有体動産であり、民法典の意味における所有権の目的物である。フラ

ンスにおいて補装具の性質が問題となったのは、入れ歯についてである。「入れ歯の代金の」支払を受けなかった歯科医師は、患者の口の中に装着された入れ歯を差し押えさせる権利を有するだろうか？ ドウエ破毀院はイエスと答えた！ というのも、民事執行法典¹¹二二条第五号は、差押債務者及びその家族の生活及び労働に必要な財物は差し押さえることができないが、それがその財物の価格の支払のためである場合はこの限りではないと定めている。したがって、裁判所は、補装具を患者の人格権の構成要素ではなく、法的取引の可能な単なる財産目的物であると考えた。裁判所は、着脱可能であろうとなかろうと、人体にとつて不可欠であろうとなかろうと、さまざまなタイプの補装具を何ら区別しなかった。⁽³⁶⁾

(2) ロボットもパワードスーツや補装具も、知的所有権の目的となり得る。人体については明らかにそうではない。バイオテクノロジー³⁷発明に関するEU指令五・一条は、「その形成及び成長の種々の段階における人体、及び、遺伝子の配列及び部分的配列を含むその要素の一つの単なる発見は、特許性のある発明を構成し得ない」と宣言する。アンドロイドやパワードスーツに独創的な外形が与えられる場合、これは著作権によつて保護される。著作権はこのロボットの外形について排他的権利を主張することができる。例えば、石黒浩教授によつて創作されたロボット・ミニミが著作権によつて保護されることは疑いない。パワードスーツの形状も、もっぱら技術的な制約のみによつてそうせざるを得ないのではない限り、著作権によつて保護され得る。これらの機械の意匠が特許庁 (office de la propriété intellectuelle) に出願して登録されたならば、意匠権として保護される。例えば、フランスの企業によつて製造されたロボット・Na oは、意匠の登録の対象となる。

要するに、ロボット、パワードスーツそして人工補装具は、生体工学を用いた物であってもそうでなくても、非常に創作的な技術的作品であることがよくある。これらの発明者はしばしば、発明特許並びにこれらの機械の製造

及び商業化について排他権を取得する。欧州宇宙機関は「とりわけ宇宙空間で実用化するためのロボットアーム」の特許を出願し、登録された。⁽³⁸⁾ 石黒浩教授は、「コミュニケーションロボットの命令システム」についての日本、国際そしてヨーロッパの特許権者である。⁽³⁹⁾

したがって、人体は所有権の目的物とならなくても、第三者が所有権を主張することができる補装具やパワードスーツといった構成要素が、人体に装着されるわけである。

B ロボットによる創作物の所有権

知性を備えた機械やロボットは、芸術家や研究者によって、その創作活動を補助するために利用されている。これらの活動の成果が知的所有権、すなわち、著作権や発明特許権によって保護されることもある。だがこれらの知的所有権の権利者になるのだろうか？⁽⁴⁰⁾

パソコンの力を借りた創作物は、⁽⁴¹⁾ 現在では広く普及している。多くのデザイナー、建築家、音楽家、映画監督、漫画家等が、その創作活動のためにパソコンやパソコンのプログラムを利用している。創作過程で機械が関与しているにもかかわらず、下級裁判所では、このような活動の成果は著作権による保護を受けると判断されている。本件事案において、ロボットは、筆、鉛筆、ピアノ等と同じように使用されていた。

ロボットがもはや単なる道具としての役割を果たしているにすぎないのではなく、本物のアシスタントになるとき、この「創作物の知的所有権の権利者はだれかという」質問に対して答えるのは、非常に難しい。オーストラリアの画家であるステラークが右手につなげた第三の腕を用いているのがこれに該当する。⁽⁴²⁾ この第三の腕は、比較的自律的な機械である。作品の創作にこの腕が関わっていることによって、著作権による保護は禁止されないであ

ろうか？ というのも、伝統的に、著作権によって保護される作品は、著作者に成果に対する認識があることを前提とするといわれるからである。オーストラリアの最高裁判所が、完全に自律的なロボットが、人間による関与とは全く無関係に創作した目的物に著作権法を適用することを拒絶したのは、このような成果に対する認識が要請されるからである。反対に、イギリスの著作権、意匠及び特許権法⁽⁴⁴⁾は、完全に自律的な機械によって実現された作品が著作権によって保護され得ることを認めた。

さらに、人間によるインプットなしに、ロボットのみによって実現された発明に対して特許権を与えることを禁止するような発明特許に関する規定は全く存在しない。

これらのすべての状況において、ロボットの創作者、使用者、所有者、ロボット自体のうち、だれが知的所有権の権利者になるのが問題となる。イギリスの法律はロボットの使用者を権利者であるとしている。

したがって、ロボット又はロボット工学を用いた装置としてそれらによる製作物は所有権の対象となり、所有権は人間に認められる。

三 人間と機械のハイブリッド化

——アンドロイド、パワードスーツそして補装具に特有の保護

アンドロイド、パワードスーツそして補装具はいかなる法的制度に従うべきであろうか？ アンドロイド等が人間と接近していることを理由に、これらは法主体になるのだろうか？ これまでで述べてきたことから、アンドロイドはやはり権利の目的物であるにとどまり、パワードスーツや人工補装具は、人体に密接に組み込んで装着されるにもかかわらず、人体とは完全に同視されないことが示された。しかし、これらの物は特殊な性格を有しており、

普通の目的物と一括りに扱うことはできないので、特別な地位を考え出さなければならない。

「ロボット工学三原則」を宣言したアイザック・アシモフによれば、ロボットは自己を守るために留意しなければならない⁽⁴⁵⁾。第三条は、「ロボットはその存在を守らなければならない」と規定するが、この保護は、人間の保護とロボットの人間に対する服従とに矛盾しない限りにおいてのみ、認められる。

ロボットの人間への接近と両者の類似性に基づき、ロボットに諸権利を認めることを必ずしも前提としない法的保護のしくみが正当化される。

すでに、特別法的地位を認める萌芽が登場している。例えば、日本のサイバーデザイン社のパワードスーツ・HALは、二〇一三年八月にヨーロッパで医療機器に指定された。HALは、公衆衛生法典⁽⁴⁶⁾及び社会保障法典⁽⁴⁷⁾によって規定された医療機器の法的制度に服するであろう。補装具に生じた事故による損害は人身損害として賠償されるが⁽⁴⁸⁾、破毀院は被用者の補装具が毀損しても、人身損害を伴う場合にしか労働事故にならないと判断する⁽⁴⁹⁾。

動物の地位はロボットの地位を練り上げていくうえでガイドとしての役目を果たし得るであろう。というのも、人間の行為によって被り得る乱暴な扱い、窃盗、破壊から、アンドロイド、生体工学を用いた補装具そしてパワードスーツを保護することを保障する必要があるからである。

動物は、民法五二八条が動物と無生物を分けているとはいえ⁽⁵⁰⁾、フランス民法によって物に分類される（例えば、フランス民法典五二四条）。しかしながら、人間による虐待に対してよりよい保護を与えるために、動物に法的人格を承認することがすすめられた。ユネスコは一九七八年に動物の権利の世界宣言を制定した⁽⁵¹⁾。フランスの自然保護に関する一九七六年七月一〇日の法律は、「感受性を有する動物はすべて、その所有者によって、その種の生物学的要請と矛盾しない条件におかれなければならない」と宣言した⁽⁵²⁾。だからといって、このことは動物が権利を有

し、民法典の中に新たな法的カテゴリーを挿入し、動物を法主体にしなければならないということを意味するのではない。⁽⁵³⁾人間が義務を負うことを意味するに過ぎないのである。⁽⁵⁴⁾

障がいのある人が使っている人工の腕を故意によって破壊することは、カップやおもちゃの単なる毀損と同じく扱われ得るのだろうか？ きつとそうではない。というのも、アンドロイドは、動物と同様に、特殊なタイプの物だからである。しかし、人間にアンドロイドに対する義務を課すことが、アンドロイドが人間に対する権利を有することを意味するのではないことも、動物の場合と同様である。アンドロイドに特別の保護を与えることによって、アンドロイドに法的人格を認めることが強制されるわけではないことも、⁽⁵⁵⁾動物の場合と同様である。⁽⁵⁶⁾このような帰結は、アンドロイドに保護すべき物という特別の地位を付与することによって、容易に達成され得るのである。

山田憲嗣特任教授が提案されたように、⁽⁵⁷⁾ロボットの使用者に一種のライセンスの取得を課するような制度を創設することがおそらく解決方法となるであろう。このライセンス制度によって、ロボットの使用者には倫理的行動が要求され、また、第三者に対して生じた損害の賠償責任に関する制度も規定されるのである。このライセンスは、「全てのロボットに共通する統一的なものではなく、」対象となるロボットのタイプに応じて段階づけられなければならないだろう。というのも、単なる掃除ロボットと、伴侶としてのロボットすなわち家族としてのロボットとの間には、多数のさまざまな種類のロボットがあるからである。

* 本稿は、二〇一四年三月三日(月)に大阪大学中之島センターで開催されたトゥールーズ第一大学のジャック・ラリユー教授の講演原稿に加筆したものの翻訳である。この講演会は、科学研究費助成事業基盤研究(A)「トランスプロフェッション・リテラシーを備えた専門家養成基盤に関する模索的研究」(研究代表者：三成賢次大阪大学大学院法学研究科教授)期間：平成三三年度～平成二七年度、課題番号23240105)の主催により行われた。

- (1) Olivier Sarre, *Le droit des robots* <http://www.implications-philosophiques.org/recherches/le-droit-des-robots/>
- (2) Emmanuel Grimaud, Zaven Paré, *Le jour où les robots mangeront des pommes*, Ed. Petra, 2011.
- (3) How should the law think about robots? Neil Richards, William Smart, in *We Robots 2012*, University of Miami, <http://robots.law.miami.edu/neil-richards-and-william-smart-on-how-should-the-law-think-about-robots/>
- (4) e Débat, Gallimard, Janv.-févr. 2000, p. 156-192; *Aux origines de l'humanité : le propre de l'homme*. Ouvrage collectif dirigé par Pascal Picq et Yves Coppens, Ed. Fayard.
- (5) Xavier Labbée, *L'androïde, le cyborg et les lois bioéthiques*, LPA 27 mai 2011, n° 105, p. 7.
- (6) 全いの人間が法的人格を有する人であること。H. et L. et J. Mazeaud, *Leçons de droit civil*, T. 1, Vol. 2, Montchrestien, 5^e éd., par M. de Juglart, 441.
- (7) Remy Libchaber, RTDCiv. 2001, 239.
- (8) Pierre-Jérôme DELAGE, *Les androïdes réveront-ils de personnalité juridique ?* in *Science Fiction et Science Juridique*, dir. P.-J. Delage, *Les voies du droit coll.*, IRJS Ed., 2013, p. 165 s.
- (9) Pierre-Jérôme Delage, op. cit., p. 176.
- (10) Lucienne Topor, *Etat et capacité des personnes*, Rep. Civ. Dalloz, 26.
- (11) 論者の中には「人としての主要な要素は、その魂(âme)である」と述べる者もある。X. Labbée, *L'homme augmenté*, D. 2012, 2323.
- (12) Xavier Bioy, *Vers un statut juridique des androïdes ?* in *Journal international de bioéthique* Vol. 24, déc. 2013, n° 4, p. 85.
- (13) Pierre-Jérôme Delage, op. cit., p. 178.

- (14) Remy Libchaber, La souffrance et les droits, A propos d'un statut de l'animal, D. 2014, 380.
- (15) Xavier Bioy, Vers un statut juridique des androïdes ?, préc., p. 85.
- (16) X. Bioy, préc., 91.
- (17) Grégoire Loiseau, Des droits humains pour personnes non humaines, D. 2011, p. 2563.
- (18) G. Loiseau, op. cit., p. 2558.
- (19) Cass. civ. 1, 30 mai 2006.
- (20) Cass. Com. 8 déc. 2009.
- (21) Cass. com. 8 déc. 2009.
- (22) CEDH 16 avr. 2002, Sté Colas Est, n° 37971/97
- (23) CJCE 22 oct. 2002, sté Roquette Freres, C-94/00
- (24) CEDH 22 mai 1990, Autronic AGC, n° 12726/87
- (25) J. P. Marguenaud, La personnalité juridique des animaux, D. 1998, 205.
- (26) 「人間たる人は」他のいかなる人間たる人に還元され得ない。「これに対して」ロボットのクローンを作ることとは可能である。人間のクローンを作成することは、神聖性に対する侵害となるため、禁止される。
- (27) G. Loiseau, préc.; A. Lepage, Droits de la personnalité, Rep. Civ. Dalloz, 19 によれば「人格権の発展と尊厳の驚異的な進歩は、人により高い価値を与えるという我々の法の深い傾向を反映したものである。ここで、人とは、他人に還元されない個人であると同時に、動物界や物の秩序とは徹底的に区別された資格を有する人類のメンバーであると考えられる。」
- (28) R. Libchaber, La souffrance et les droits, préc.
- (29) G. Loiseau, préc., p. 2561.
- (30) Pascal Labbée, L'articulation du droit des personnes et des choses, LPA 5 déc. 2002, n°243, p. 30.
- (31) J. Carbonnier, Droit civil 1, Introduction ; Les personnes, Thémis, 15^e ed, 243.
- (32) Pascal Labbée, L'articulation du droit des personnes et des choses, préc.
- (33) Pascal Labbée, L'articulation du droit des personnes et des choses, préc.

- (34) Xavier Labbée, L'homme augmenté, D. 2012, 2323.
- (35) Xavier Labbée, Les instruments de prothèse et la mise en bière, LPA 26 juill. 2012, n° 149, p. 3.
- (36) CA Douai, 20 mars 1985, JCP G 1985, II, 20365, X. Labbée. Cassé par Cass. civ. 1, 11 déc. 1985, n° 84-10339.
- (37) 一九九八年七月六日のEU指令 (98/44EC) 第五・一条「知的財産権法典」一六一一・一八条。
- (38) FR2839916
- (39) JP20030291939 20030812
- (40) J. Larrieu, *La propriété intellectuelle et les robots*, in *Robots and Men, International Journal of Bioethics/Journal international de bioéthique*, n°4/2013, p. 125.
- (41) Computer Aided Design.
- (42) <http://stelarc.org/?catID=20265>
- (43) Australia Sup. Court, 8 Feb. 2010, *Telstra Corporation Limited v Phone Directorics Company Pty Ltd* [2010] FCAFC 149 (8 335).
- (44) イギリス著作権、意匠及び特許権法一七八条 著作物に関して「コンピュータ生成」とは、著作物の人間の作者が存在しない状況において著作物がコンピュータにより生成されることをいう。
訳出に際しては、公益社団法人著作権情報センターのサイト中の外国著作権法和訳（イギリス編・大山幸房訳）を参照した。
- (45) P.-J. Delage, préc., 170.
- (46) 公衆衛生法典一五二一一・一条以下。
- (47) 社会保障法典一六五一一条以下。
- (48) CAA Marseille, 27 mai 2004, n° 00MA00116；保険法典付則二二一一・一条。
- (49) Cass. soc. 4 dec. 1959, LAMY Protection sociale 2013, 1958. 本件は「メガネについて問題になったに過ぎない」。
- (50) 民法五二八条（一九九九年一月六日の法律第九九・五号により修正）ある場所から他の場所へ移動することができる動物及び物体は、それがそれ自身によって動く場合であれ、外的な力によってでなければ位置を変えることができない場

合であれ、その性質によって動産である。

(51) ユネスコ動物権利世界宣言（一九七八年一〇月一五日）。

(52) 一九七六年七月一〇日の自然保護に関する法律第七六・六二九号第九条、農事・海洋漁業法典L二一四・一条。

(53) Remy Libchaber, RTDCiv 2001, 239 ; La souffrance et les droits, préc.によれば、「動物があらゆる苦痛を免れる立場におかれる利益を有することは、このような利益が、当然の権利として、法秩序において人間に対して対抗可能であることを意味するのではない」。動物に固有の財産を認めなければならないのだろうか？

(54) フランス刑法典L五二二・一条及びL五二二・二条は、動物に対する重大な虐待及び残酷な行為について定める。

(55) E. Terré, préc., p. 464によれば、「人間の虐待から動物を保護することを保障する必要があるとしても、それは人間が動物に対して、そして動物を越えて自然に対して義務を負っているからであり、動物が何らかの公式な宣言に記載せられる資格のある権利を有するからではない」。

(56) J.-P. Marguenaud, La personnalité juridique des animaux, D. 98, 205.

(57) 大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻・ロボティクス&デザイン看工融合講座特任教授